

農作業料金・農業労賃に関する調査結果

— 令和7年 —

(概 要)

一般社団法人 全国農業会議所

— 令和8年9月 —

I. 利用にあたって

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準について地域別に把握し、適正かつ合理的な標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進を行い、農業就業構造ならびに農業経営の改善に資することを目的として実施した。

2. 調査の方法

本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、都道府県農業会議の支援のもと、市町村農業委員会が行った。調査対象は、令和7年12月31日時点における全市町村農業委員会の区域（1,696地区。ただし農業委員会のない市町村を含み、同一市町村で複数調査票を報告している区域あり。）とした。

3. 調査の時期および期間

令和7年12月31日を調査時点とし、令和7年1月1日より12月31日までの1年間に調査対象期間とした。

4. 調査項目

- （1）水稻作の部分・全面農作業受託の作業別・受託主体別の料金水準
- （2）オペレーター賃金の水準
- （3）農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
- （4）農作業受託料金・農作業臨時雇賃金等の標準（協定）の策定状況
- （5）市町村内の農外諸賃金の水準

5. 集計方法

集計は都道府県別・通勤地帯別に行い、通勤地帯は次の三つに区分した。

- ①：大都市通勤地帯周辺……人口30万人以上の大都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ②：中小都市通勤地帯周辺……人口5万人以上30万人未満の中小都市にある事業所等に通勤可能な地域にあつて、現に兼業農家等がそれらの事業所等に多数通勤している市町村（地区）
- ③：農山漁村地帯……「①」、「②」以外の市町村（地区）

6. 調査票に回答する上での約束事項

(1) 調査対象市町村（地区）の地帯区分

[通勤地帯区分] 大都市通勤地帯周辺、中小都市通勤地帯周辺、農山漁村地帯の各地帯区分は、上記5の①、②、③に従って回答する。

[その他の地帯区分] 都道府県農業会議で独自に利用する。

(2) 農作業受託料金

- a. 市町村（地区）内における水稻作の一般的な農作業受託料金の水準を、10aあたり（「乾燥・調製（粃すり含む）」は60kgあたり）について回答する。機械は受託者持ちとする。
- b. 受託料金は、消費税抜きの金額で集計する。
- c. 「育苗（種子代含む）」は、稚苗と中苗について1箱あたりの単価と10aあたりの箱数を回答する。
- d. 「耕起」は1回を原則とするが、2回耕起が一般的な地域では2回分の料金を回答する。
- e. 「機械田植」は田植機によるものとし、苗代金は含まない（委託者負担）。
- f. 「機械刈取」は、コンバインによる刈取とする。
- g. 「防除」は、農薬散布による防除作業で薬剤費を含まない10aあたり1回の料金とする。
- h. 「全面作業受託」は、耕起・代かきから乾燥・調製作業までの機械作業部分を受託する場合を指し、かん排水管理、除草作業等は含まない。種粃・除草剤・肥料・農薬代などを受託側が負担する場合（これらの「経費が込み」の場合）と委託側が負担する場合（これらの「経費が別」の場合）とに分けて回答する。
- i. 生産組織等は、個人農家からなる任意組織、農業法人、農協等を指し、極端に安い金額で作業受託している組織等は除く。

(3) オペレーター賃金

トラクター、田植機、コンバインについて機械を持ち込まずに単なるオペレーターとして雇われる場合の賃金を回答する。オペレーター賃金額は、1時間あたり、1日あたり（8時間）の現金支払額のみとし、「賄い」等は含めない。

(4) 農業臨時雇賃金

- a. 調査対象市町村（地区）で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金（1日あたり）を回答する。
- b. 「農業臨時雇」とは、農作業に関する「臨時的雇用者」を指し、年雇（年間6ヶ月以上継続雇用）、年間1ヶ月以上6ヶ月未満の継続雇用を除くものとする。
- c. 調査対象作業は、「農作業一般（専門作業、一般・軽作業）」、「水稻（機械作業補助）」、「果樹専門作業」、「果樹摘果」、「果樹収穫」、「果樹選果」とする。果

樹については、市町村（地区）で最も一般的な樹種について回答する。

- d. 現金支払額は、現金での実支払額とし、超過勤務手当を含む。
- e. 「その他の費用」とは、現金支払額以外に要する諸費用であり、食事等の賄いの評価額および車等による送迎費、土産代等の合計額を回答する。
- f. 労働時間は、休憩時間を含む通常の拘束時間とする。

（５）農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

- a. 市町村（地区）において、農業委員会、農協等で農作業受託料金や農業臨時雇賃金の標準（協定）を設定しているかどうか等を回答する。
- b. 標準（協定）を定めている場合、農作業受託料金、農業臨時雇賃金等の種類について、定めているもの全てを回答する。
- c. 標準（協定）賃金・料金を定めている機関全てを回答する。
- d. 標準（協定）賃金・料金が全体としてどの程度守られているのか一つを選んで回答する。

（６）農外諸賃金

- a. 臨時雇（パート）賃金は市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における平均的な１日あたり（８時間）の金額を業種ごとに回答する。
- b. a は年齢や熟練度により水準が異なる場合は平均的な水準を回答し、季節的な差異があれば、その年間平均額を回答する。
- c. 主要産業（農外）の恒常的賃金は、市町村（地区）および近郊（通勤可能範囲）における主要産業について、30 歳を基準とする男女の恒常的賃金１日あたりの水準を回答する。
- d. c の算出については、本給および諸手当を含めた年間給与を 12×25 分の１にして、日当換算したものを回答する。
- e. 農外諸賃金は、１日あたりの正規雇用賃金を回答する。また、造林作業とは、新植、撫育作業を指す。
- f. 他産業労賃は、本調査票のみでは完全な把握は困難であるが、他産業従事者の源泉徴収票等を参考にするなどにより把握、回答する。

Ⅱ. 集計に採用した地区数

ブ ロ ッ ク ・ 都 道 府 県	通 勤 地 帯 別			
	合 計	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
全 国	1,434	225	374	835
北海道	94	5	8	81
東北	219	11	46	162
青森県	43	—	12	31
岩手県	33	—	10	23
宮城県	33	8	9	16
秋田県	25	1	4	20
山形県	35	—	7	28
福島県	50	2	4	44
関東	255	65	93	97
茨城県	27	1	14	12
栃木県	25	5	11	9
群馬県	34	3	11	20
埼玉県	56	25	21	10
千葉県	53	11	21	21
東京都	20	13	5	2
神奈川県	13	7	4	2
山梨県	27	—	6	21
東海	146	30	55	61
岐阜県	42	3	15	24
静岡県	36	3	18	15
愛知県	45	20	16	9
三重県	23	4	6	13
北信	129	16	36	77
新潟県	35	10	8	17
富山県	14	—	4	10
石川県	14	4	4	6
福井県	17	—	7	10
長野県	49	2	13	34
近畿	161	55	47	59
滋賀県	7	—	2	5
京都府	29	12	5	12
大阪府	39	19	16	4
兵庫県	29	6	14	9
奈良県	37	17	6	14
和歌山県	20	1	4	15
中国	101	3	32	66
鳥取県	17	—	6	11
島根県	29	—	9	20
岡山県	20	3	3	14
広島県	17	—	5	12
山口県	18	—	9	9
四国	77	7	20	50
徳島県	24	—	7	17
香川県	17	—	6	11
愛媛県	22	4	6	12
高知県	14	3	1	10
九州	224	32	31	161
福岡県	55	22	9	24
佐賀県	20	1	2	17
長崎県	18	3	5	10
熊本県	34	3	3	28
大分県	29	1	4	24
宮崎県	26	1	6	19
鹿児島県	42	1	2	39
沖縄（県）	28	1	6	21

令和7年 農作業料金・農業労賃に関する調査票

令和7年12月31日 市町村農業委員会
都道府県農業会議
(一社)全国農業会議所

調査地を選択してください

[注]必ず入力のこと

市町村コード (自動入力)	調査地(令和7年12月31日時点) 都道府県名 市町村名	地区名 地区名等 (左欄にない場合のみ)	調査者氏名
------------------	---------------------------------	----------------------------	-------

I. 調査対象市町村または地区の地帯的性格

1. 通勤地帯区分(いずれか1つを選択) **必ず選択してください** [注]必ず入力のこと

2. その他の地帯区分

☐ 1 大都市通勤地帯周辺	☐ 2 中小都市通勤地帯周辺	☐ 3 農山漁村地帯
-----------------------------------	------------------------------------	--------------------------------

注:区分方法は手引参照

1	2	3	4
---	---	---	---

II. 貴市町村または地区における水稻作一般の作業受託料金の水準(10a当たり)について

1. 部分作業の受託料金

以下の受託料金に消費税(10%)を含む ☐ ・含まない ☐ (10a当たり・税抜)

作業別 受託主体別	育苗(種子代含)		耕起から代かきまで			機械田植 (苗代別)	防除 (薬剤費別で 1回当たり)	①機械刈取 (コンバイン)	⑤刈取から乾 燥・調製まで	②乾燥・調製 (60kg当たり)
	稚苗(2.0~2.5葉)	中苗(3.5~5.5葉)	一貫	耕起	代かき					
個人農家	@ 円 箱	@ 円 箱	円	円	円	円	円	円	円	円
生産組織等	@	@								

(育苗は1箱当たりの単価を、箱数は10a当たりの箱数を入力する)

2. 全面作業の受託料金 (10a当たり・税抜)

作業別 受託主体別	耕起代かき→乾燥調製作業	
	種籾・除草剤・肥料・農薬代等込み	種籾・除草剤・肥料・農薬代等別
個人農家	円	円
生産組織等		

注:「生産組織等」とは、個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等を指す。
(極端に安い金額で作業受託している組織等は除く)

III. オペレーター賃金について

作業機械	1時間当たり	1日当たり
トラクター	円	円
田植機		
コンバイン		

注:「刈取から乾燥・調製まで」について特に料金を定めていない場合は、以下の換算例および※を参考に算出してください。

〈例〉10a当たり収量が480kgの場合
「刈取から乾燥・調製まで」=「機械刈取」+「乾燥・調製(60kg当たり)」×(480÷60)+運搬費(ある場合)

IV. 貴市町村または地区で実際に支払われている一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)について

一般的な農業臨時雇賃金額(1日当たり)を入力してください。水稻、果樹、畑作物の調査対象以外に、都道府県により必要な調査対象作業がある場合には、補足的に調査を行ってください(入力は空欄を利用のこと)。(1日当たり)

農業臨時雇賃金		農作業一般		うち具体的作業									
				水稻			果樹()						
							専門作業 (剪定、高接)	摘果	収穫				
現金支払額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
その他の費用													
支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	
女	現金支払額			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	その他の費用												
	支払総額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	労働時間	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	時間: 分	

V. 貴市町村または地区における農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)について

1. 当該料金等の標準(協定)を定めていますか。
(いずれか1つを選択)

必ず選択してください

☐ 1. い

☐ 2. いない

[注]必ず入力のこと

2. どのような標準(協定)賃金・料金を定めていますか。
(定めているものすべてに「1」と入力)

A.部分農作業料金
米 麦・大豆 果樹 その他()
B.全面作業料金
米 麦・大豆 果樹 その他()
C.オペレーター賃金
D.農業臨時雇賃金
E.倒伏・湿田等悪条件下の作業
F.その他()

3. 標準(協定)賃金・料金を定めているのは、どこですか
(該当するものすべてに「1」と入力)

1. 市町村・農業委員会
2. 農協
3. 普及指導センター
4. 生産組織等
5. その他()

標準(協定)賃金・料金を定めている場合は、調査票に添付してください。

4. 標準(協定)賃金・料金は全体として守られていますか。
(いずれか1つを選択)

☐ 1. 非常に良く守られている。
(実際は標準賃金の±5%未満)

☐ 2. 比較的良好に守られている。
(同5~20%未満)

☐ 3. あまり守られていない
a.実際賃金は協定賃金より20%以上高い
b.実際賃金は協定賃金より20%以上低い

VI. 貴市町村または地区ならびに近郊(通勤可能範囲)での農外諸賃金について

1. 臨時雇(パート)賃金(1日当たり)について入力してください。(1日当たり)

	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業	シルバー賃金
男	円	円	円	円	円	円
女						

2. 主要産業(農外)の恒常的賃金(30歳基準、1日当たり)について入力してください。

金額	その業種
男 円	☐ 公的勤務 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 卸・小売業 ☐ サービス業 ☐ その他
女 円	

注:計算方法
1日当たり恒常的賃金 = 年間給与 / 12 × 25

3. 貴市町村または地区内における農外諸賃金(1日当たりの正規雇用賃金)について入力してください。

職種	大工	左官	土木工	造林	伐出
1日当たり賃金(男)	円	円	円	円	円

該当する一つを選択

Ⅲ. 令和7年農作業料金・農業労賃に関する調査結果の概要

1. 概観

(1) 部分農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻基幹3作業受託料金は、「耕起から代かきまで」が1万6,724円（増減率2.6%）、「機械田植」が8,522円（同2.9%）、「機械刈取」は1万9,405円（同2.9%）であった。

生産組織等（個人農家から成る任意組織、農業法人、農協等。以下、「生産組織」という。）については、「耕起から代かきまで」が1万8,619円（同4.0%）、「機械田植」が9,245円（同3.2%）、「機械刈取」は2万370円（同2.8%）であった。

(2) 全面農作業受託料金（表1）

個人農家の水稻全面農作業受託料金のうち、「種粃・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万4,637円（増減率1.5%）、「種粃・除草剤・肥料・農薬代別」は7万932円（同1.1%）であった。

生産組織では、「種粃・除草剤・肥料・農薬代込み」は9万6,709円（同1.5%）、「種粃・除草剤・肥料・農薬代別」は7万4,154円（同2.7%）であった。

表1 農作業受託料金(受託主体別)

		単位:10aあたり円、%			
		個人農家		生産組織	
		金額	増減率	金額	増減率
部分農作業 受託料金	耕起から代かきまで	16,724	2.6	18,619	4.0
	機械田植(苗代金別)	8,522	2.9	9,245	3.2
	機械刈取(コンバイン)	19,405	2.9	20,370	2.8
全面農作業 受託料金	種粃・除草剤・肥料・農薬代込み	94,637	1.5	96,709	1.5
	種粃・除草剤・肥料・農薬代別	70,932	1.1	74,154	2.7

(3) 農業臨時雇賃金（表2）

稲作、畑作、畜産等の全般にわたる農作業の臨時雇賃金を示す「農作業一般」のうち、熟練度ないし強度を求められる「専門作業」の1日あたり支払総額は「男」が10,357円（増減率4.4%）、「女」が9,685円（同5.5%）であった。

また、熟練度や強度を必要としない「一般・軽作業」は「男」が8,647円（同5.0%）、「女」が8,456円（同5.7%）であった。

表2 農業臨時雇賃金
農作業一般（1日あたり支払総額）

単位：円、%

	男		女	
	金 額	増減率	金 額	増減率
専門作業	10,357	4.4	9,685	5.5
一般・軽作業	8,647	5.0	8,456	5.7

（4）標準賃金の設定（表3）

農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）は、回答した地区の57.1%で定められている。定めている機関（複数回答）は、「市町村・農業委員会」が529（65%）で定めている市町村の過半数を占め、最も多くなっている。次いで「農協」が271（33%）、「生産組織等」が123（15%）となっている。令和2年から令和6年においても、「市町村・農業委員会」が最も多い。

表3 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準（協定）

	定めている市町村			定めている機関（複数回答）				
	回答市町村数	定めている市町村数	割合（%）	市町村・農業委員会	農 協	生産組織等	改良普及センター	その他
令和2年	1,502	918	61.1	590	324	136	23	122
令和3年	1,486	898	60.4	576	317	138	23	119
令和4年	1,467	859	58.6	553	289	127	20	113
令和5年	1,488	869	58.4	564	285	124	22	117
令和6年	1,439	846	58.8	557	285	123	25	120
令和7年	1,434	819	57.1	529	271	123	20	103

2. 調査結果の概要(調査項目別)

(1) 農作業受託料金(水稲作)

a. 部分農作業受託料金

農作業受託料金のうち、水稲作一般の部分作業の受託料金を「育苗」、「耕起」、「代かき」、「耕起から代かきまで」、「機械田植」、「防除」、「機械刈取」、「刈取から乾燥・調製まで」、「乾燥・調製」に区分し、各作業を受託主体別（個人農家および生産組織）に調査したものである。

① 全国平均(受託主体別)(表4)

「育苗」

個人農家の「育苗（種子代含）」では、「稚苗」は一箱あたり 704 円（増減率 3.2%）、10a あたりの箱数は 20 箱（同△0.2%）、「中苗」が同 771 円（同 3.1%）で同 21 箱（同△0.9%）となっている。生産組織の育苗は、「稚苗」が同 686 円（同 3.1%）で同 20 箱（同△0.1%）、「中苗」が同 784 円（同 3.5%）で同 20 箱（同△0.7%）である。

「耕起」と「代かき」

個人農家の「耕起」の 10a あたり料金は、8,235 円（増減率 2.9%）、「代かき」は 8,392 円（同 3.0%）となっている。また、生産組織の「耕起」は 9,238 円（同 3.7%）、「代かき」は 9,279 円（同 4.7%）である。

「耕起から代かきまで」の一貫作業は、個人農家が 10a あたり 1 万 6,724 円（同 2.6%）、生産組織が同 1 万 8,619 円（同 4.0%）である。

「機械田植」

個人農家の「機械田植（苗代別）」の料金は、10a あたり 8,522 円（増減率 2.9%）、生産組織では同 9,245 円（同 3.2%）である。

「防除」

個人農家の「防除（薬剤費別で 1 回あたり）」の料金は、10a あたり 2,250 円（増減率 3.5%）、生産組織は同 2,408 円（同 2.2%）である。

「機械刈取」

個人農家の「機械刈取（コンバイン）」の料金は、10a あたり 1 万 9,405 円（増減率 2.9%）、生産組織は同 2 万 370 円（同 2.8%）である。

「刈取から乾燥・調製まで」

個人農家の「刈取から乾燥・調製まで」の一貫収穫作業料金は、10a あたり 3 万 6,308 円（増減率 3.3%）、生産組織は同 3 万 7,742 円（同 3.6%）となっている。

「乾燥・調製」

個人農家の「乾燥・調製」の料金は、60kg あたり 1,958 円（増減率 4.4%）、生産組織は同 2,037 円（同 4.0%）である。

表4 部分農作業受託料金（受託主体別）

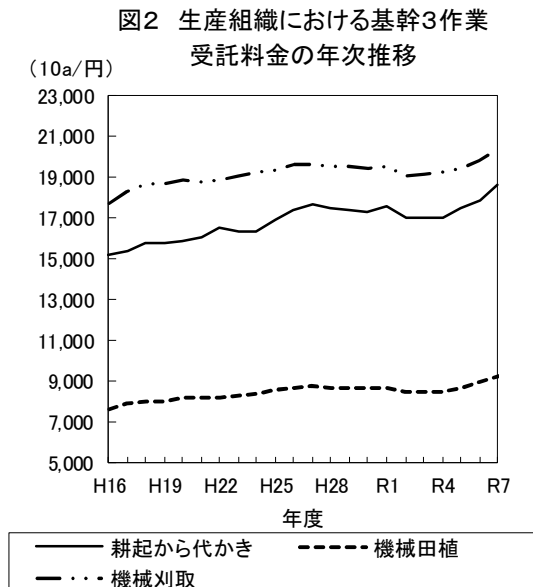
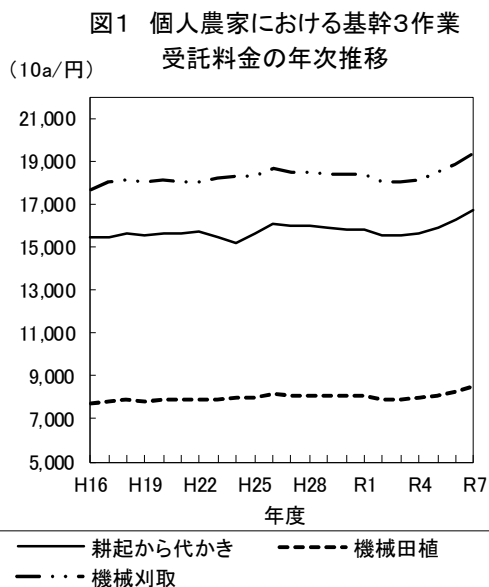
単位: 10aあたり円、箱、%

			個 人 農 家		生 産 組 織	
			金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	稚苗	1 箱 あ たり 円	704	3.2	686	3.1
		10a あ たり 箱 数	20	△ 0.2	20	△ 0.1
	中苗	1 箱 あ たり 円	771	3.1	784	3.5
		10a あ たり 箱 数	21	△ 0.9	20	△ 0.7
耕 起			8,235	2.9	9,238	3.7
代 か き			8,392	3.0	9,279	4.7
耕 起 か ら 代 か き ま で			16,724	2.6	18,619	4.0
機 械 田 植			8,522	2.9	9,245	3.2
防 除			2,250	3.5	2,408	2.2
機 械 刈 取 (コンバイン)			19,405	2.9	20,370	2.8
刈 取 か ら 乾 燥 ・ 調 製 ま で			36,308	3.3	37,742	3.6
乾 燥 ・ 調 製 (60kg あ たり)			1,958	4.4	2,037	4.0

② 年次推移（図1、図2）

基幹3作業「耕起から代かきまで」、「機械田植」、「機械刈取」の受託料金の年次推移をみると、個人農家の受託料金は、いずれも平成26年より、年々下落傾向だったが、令和4年から上昇し、令和7年は最高額となった。

生産組織の基幹3作業の受託料金は、いずれも平成27年より、年々下落傾向だったが、令和4年から上昇し、令和7年は最高額となった。



③ 通勤地帯別(個人農家)(表5)

個人農家の農作業受託料金を通勤地帯別にみると、「耕起」の10aあたり料金は、大都市通勤地帯周辺が10,528円(増減率5.4%)、中小都市通勤地帯周辺が8,886円(同2.6%)、農山漁村地帯が7,442円(同2.0%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「84」、農山漁村は「71」である。

「機械刈取(コンバイン)」は、大都市通勤地帯周辺が2万2,331円(同2.8%)、中小都市通勤地帯周辺が2万504円(同2.5%)、農山漁村地帯は1万8,265円(同3.0%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「92」、農山漁村は「82」である。

表5 個人農家の農作業受託料金(通勤地帯別)

			単位: 10a当たり円、箱、%							
			全 国 平 均		大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農 山 漁 村 地 帯	
			金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
育 苗	稚 苗	1 箱 あたり円	704	3.2	723	4.5	738	3.7	681	2.6
		10a あたり箱 数	20	△ 0.2	20	△ 0.2	20	0.0	20	△ 0.3
	中 苗	1 箱 あたり円	771	3.1	810	4.6	799	1.8	748	3.4
		10a あたり箱 数	21	△ 0.9	20	△ 0.6	21	△ 0.4	22	△ 1.2
耕 起			8, 235	2.9	10, 528	5.4	8, 886	2.6	7, 442	2.0
代 か き			8, 392	3.0	9, 337	3.0	8, 933	2.6	7, 935	3.1
耕 起 から代 か き まで			16, 724	2.6	20, 564	3.2	17, 610	2.3	15, 478	2.3
機 械 田 植			8, 522	2.9	10, 332	5.3	8, 986	1.8	7, 914	2.5
防 除			2, 250	3.5	2, 293	0.9	2, 312	1.6	2, 211	5.1
機 械 刈 取			19, 405	2.9	22, 331	2.8	20, 504	2.5	18, 265	3.0
刈 取 から乾 燥・調 製 まで			36, 308	3.3	40, 456	2.9	38, 987	3.1	33, 981	3.4
乾 燥 ・ 調 製			1, 958	4.4	2, 122	2.5	2, 098	3.3	1, 852	5.5

④ 地域ブロック別(表6、図3)

個人農家の農作業受託料金を地域ブロック別にみると、「耕起」、「代かき」、「機械田植」、「機械刈取」、「乾燥・調製」で「近畿」が最も高くなっている。「育苗(稚苗)」は「関東」、「防除」は「四国」が最も高くなっている。

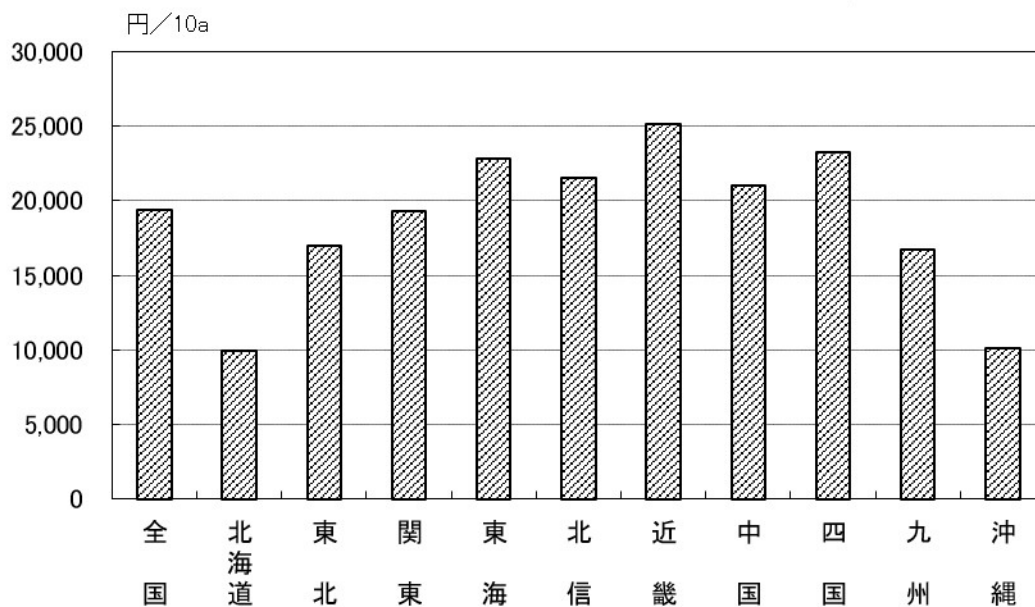
表6 個人農家の農作業受託料金(地域ブロック別)

単位:円

	育苗:稚苗	耕 起	代 か き	機 械 田 植	防 除	機 械 刈 取	乾 燥・調 製
全 国	704	8,235	8,392	8,522	2,250	19,405	1,958
北 海 道	509	3,550	3,817	5,004	1,399	9,987	1,424
東 北	714	6,016	6,589	6,551	1,474	16,981	1,690
関 東	773	7,452	8,393	8,665	2,242	19,300	2,246
東 海	726	11,119	10,308	10,936	3,370	22,798	1,867
北 信	725	7,608	9,061	8,885	1,604	21,544	2,045
近 畿	701	13,883	11,901	12,363	2,948	25,109	2,360
中 国	760	8,992	9,024	8,975	2,494	21,044	2,134
四 国	584	11,260	10,238	10,525	3,649	23,276	2,152
九 州	627	7,672	7,533	7,466	2,554	16,770	1,784
沖 縄	545	6,765	8,238	7,273	2,000	10,152	545

注:「育苗」は1箱あたり、「乾燥調製」は60kgあたり、その他は10aあたりである。

図3 地域別の機械刈取(コンバイン)料金(個人農家)



b. 全面農作業受託料金(表7、図4)

農作業受託料金のうち、水稻作一般の全面作業の 10a あたり受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み（以下、「込み）」と、上記の生産資材を委託者が負担する「生産資材費別（以下「別）」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査をした。

① 全国平均(受託主体別)

全面作業の受託料金のうち、個人農家の「込み」は9万 4,637 円（増減率 1.5%）、「別」が7万 932 円（同 1.1%）で、前者を「100」とすると後者は「75」である。

生産組織の「込み」は9万 6,709 円（同 1.5%）、「別」は7万 4,154 円（同 2.7%）で、前者を「100」とすると後者は「77」である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、個人農家の「別」は、大都市通勤地帯周辺が8万 1,093 円（増減率 2.2%）、中小都市通勤地帯周辺が7万 6,117 円（同 0.1%）、農山漁村地帯が6万 5,002 円（同 1.0%）で、大都市を「100」とすると中小都市が「94」、農山漁村は「80」である。

生産組織の「別」は、大都市通勤地帯周辺が8万 8,678 円（同 3.2%）、中小都市通勤地帯周辺が7万 5,505 円（同△0.1%）、農山漁村地帯が6万 7,448 円（同 3.3%）で、大都市を「100」とすると、中小都市が「85」、農山漁村は「76」である。

③ 地域ブロック別(個人農家)

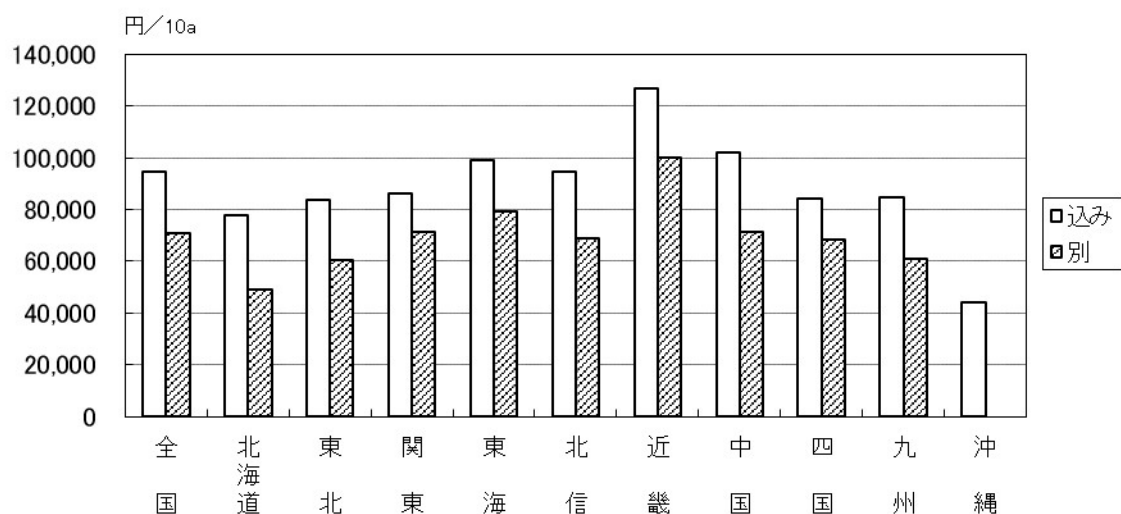
個人農家は「別」、「込み」とともに「近畿」が最も高く、次いで、「別」では「東海」、「込み」では「中国」が続いている。

表7 全面農作業受託料金

単位: 10aあたり円、%

		全国平均		通勤地帯別					
				大都市通勤地帯周辺		中小都市通勤地帯周辺		農山漁村地帯	
		金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率	金 額	増 減 率
種籾・除草剤・肥料・農薬代込み	個 人 農 家	94,637	1.5	101,758	4.5	104,176	1.2	87,494	0.6
	生産組織等	96,709	1.5	110,520	1.8	98,572	△ 1.3	90,962	2.6
種籾・除草剤・肥料・農薬代別	個 人 農 家	70,932	1.1	81,093	2.2	76,117	0.1	65,002	1.0
	生産組織等	74,154	2.7	88,678	3.2	75,505	△ 0.1	67,448	3.3

図4 地域別の全面農作業受託料金(個人農家)



(2)オペレーター賃金(表8)

オペレーターの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレーターの純然たる労働賃金のみを1時間および1日(8時間)あたりで調査し、さらに通勤地帯別に把握した。

① 全国平均

1時間あたりのオペレーター賃金は、「トラクター」が1,556円(増減率2.4%)、「田植機」が1,560円(同4.3%)、「コンバイン」が1,682円(同3.2%)である。

1日あたりの賃金では、「トラクター」が1万2,430円(同4.1%)、「田植機」が1万2,343円(同6.1%)、「コンバイン」が1万3,365円(同3.9%)である。

② 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、「トラクター」の1日あたりのオペレーター賃金は、大都市通勤地帯周辺が1万4,197円(増減率8.8%)、中小都市通勤地帯周辺が1万2,032円(同2.4%)、農山漁村地帯は1万2,191円(同3.6%)で、大都市を「100」とすると、中小都市が「85」、農山漁村は「86」である。

表8 オペレーター賃金(通勤地帯別)

単位:円、%

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯 周辺
トラクター	1時間あたり	令和7年	1,556	1,762	1,512	1,528
		令和6年	1,520	1,658	1,467	1,509
		増減率	2.4	6.2	3.0	1.2
	1日あたり	令和7年	12,430	14,197	12,032	12,191
		令和6年	11,936	13,050	11,749	11,773
		増減率	4.1	8.8	2.4	3.6
田植機	1時間あたり	令和7年	1,560	1,832	1,544	1,507
		令和6年	1,495	1,651	1,463	1,475
		増減率	4.3	11.0	5.5	2.2
	1日あたり	令和7年	12,343	14,580	12,130	11,948
		令和6年	11,629	12,290	11,658	11,485
		増減率	6.1	18.6	4.0	4.0
コンバイン	1時間あたり	令和7年	1,682	2,052	1,709	1,599
		令和6年	1,631	1,873	1,649	1,578
		増減率	3.2	9.6	3.7	1.3
	1日あたり	令和7年	13,365	16,355	13,661	12,661
		令和6年	12,864	14,782	13,262	12,360
		増減率	3.9	10.6	3.0	2.4

(3)一般的な農業臨時雇賃金等

a. 農業臨時雇賃金の水準

農業臨時雇賃金は、農作業について臨時的に雇われる者（6ヶ月以上の年雇、1ヶ月以上6ヶ月未満の季節雇を除く）に支払われる賃金であり、1日当たりの「現金支払額」および賄いなど現金以外で支払われる「その他の費用」とその合計の「支払総額」を調査した。

① 1日あたりの支払総額(表9、図5、図6)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の全国平均は、農作業一般「専門作業」の「男」が1日あたり10,357円（増減率4.4%）、「女」が9,685円（同5.5%）であり、「一般・軽作業」の「男」は8,647円（同5.0%）、「女」が8,456円（同5.7%）である。

また、水稻の「機械作業補助」は、「男」が8,904円（同5.1%）、「女」は8,769円（同8.1%）であり、果樹の「収穫」は、「男」が8,275円（同4.4%）、「女」が7,995円（同4.2%）である。

表9 農業臨時雇賃金(1日当たり支払総額)

単位:円、%

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周 辺	中小都市通勤地帯 周 辺	農 山 漁 村 地 帯
1 日 あ た り 支 払 総 額	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	10,357	11,184	10,595	10,110
				令 和 6 年	9,922	11,068	9,972	9,700
				増 減 率	4.4	1.1	6.3	4.2
		一 般・ 軽作業	令 和 7 年	8,647	9,025	8,649	8,585	
			令 和 6 年	8,233	8,830	8,197	8,155	
			増 減 率	5.0	2.2	5.5	5.3	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	8,904	9,403	8,857	8,829
				令 和 6 年	8,469	9,143	8,480	8,349
				増 減 率	5.1	2.8	4.4	5.7
		果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	11,340	10,470	11,664	11,339
				令 和 6 年	11,032	10,443	11,357	10,967
				増 減 率	2.8	0.3	2.7	3.4
	摘 果		令 和 7 年	8,170	8,215	8,188	8,152	
			令 和 6 年	7,853	8,036	7,926	7,785	
			増 減 率	4.0	2.2	3.3	4.7	
	収 穫		令 和 7 年	8,275	8,192	8,116	8,360	
			令 和 6 年	7,925	8,047	7,840	7,939	
			増 減 率	4.4	1.8	3.5	5.3	
	選 果	令 和 7 年	8,117	8,201	8,019	8,149		
		令 和 6 年	7,728	7,916	7,759	7,684		
		増 減 率	5.0	3.6	3.4	6.1		
女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	9,685	10,240	10,051	9,451	
			令 和 6 年	9,177	9,924	9,219	9,029	
			増 減 率	5.5	3.2	9.0	4.7	
	一 般・ 軽作業	令 和 7 年	8,456	8,797	8,550	8,368		
		令 和 6 年	8,001	8,468	8,082	7,903		
		増 減 率	5.7	3.9	5.8	5.9		
	水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	8,769	8,910	9,392	8,488	
			令 和 6 年	8,113	8,582	8,181	8,010	
			増 減 率	8.1	3.8	14.8	6.0	
	果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	10,948	10,339	11,573	10,700	
			令 和 6 年	10,684	10,605	11,070	10,457	
			増 減 率	2.5	△ 2.5	4.5	2.3	
摘 果		令 和 7 年	7,888	7,802	7,846	7,929		
		令 和 6 年	7,604	7,751	7,590	7,579		
		増 減 率	3.7	0.7	3.4	4.6		
収 穫		令 和 7 年	7,995	8,062	7,884	8,029		
		令 和 6 年	7,671	8,033	7,605	7,633		
		増 減 率	4.2	0.4	3.7	5.2		
選 果	令 和 7 年	7,887	8,030	7,825	7,892			
	令 和 6 年	7,547	7,832	7,567	7,490			
	増 減 率	4.5	2.5	3.4	5.4			

イ. 男女別

男女別でみると、農作業一般「専門作業」では、「男」の「100」に対して、「女」は「94」、「一般・軽作業」では、「男」の「100」に対し、「女」は「98」となった。果樹の「収穫」では、「男」の「100」に対し、「女」は「97」である。

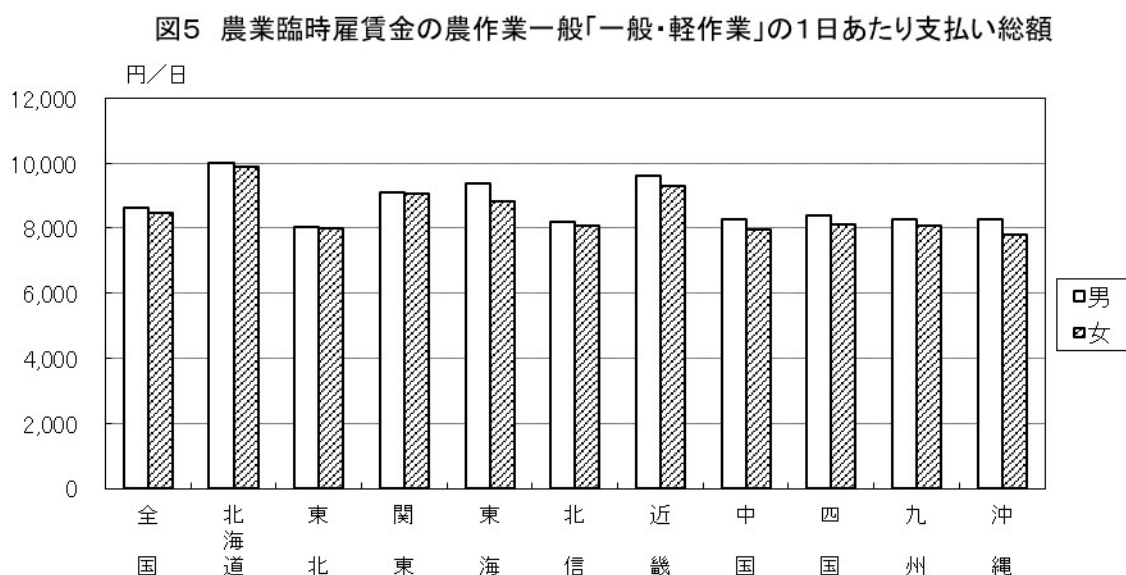
ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別でみると、農作業一般「専門作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1万1,184円（同1.1%）、中小都市通勤地帯周辺が10,595円（同6.3%）、農山漁村地帯が10,110円（同4.2%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「95」、農山漁村は「90」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「98」、農山漁村は「92」である。

また、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が9,025円（増減率2.2%）、中小都市通勤地帯周辺が8,649円（同5.5%）、農山漁村地帯が8,585円（同5.3%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「96」、農山漁村は「95」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「97」、農山漁村は「95」である。

エ. 地域ブロック別

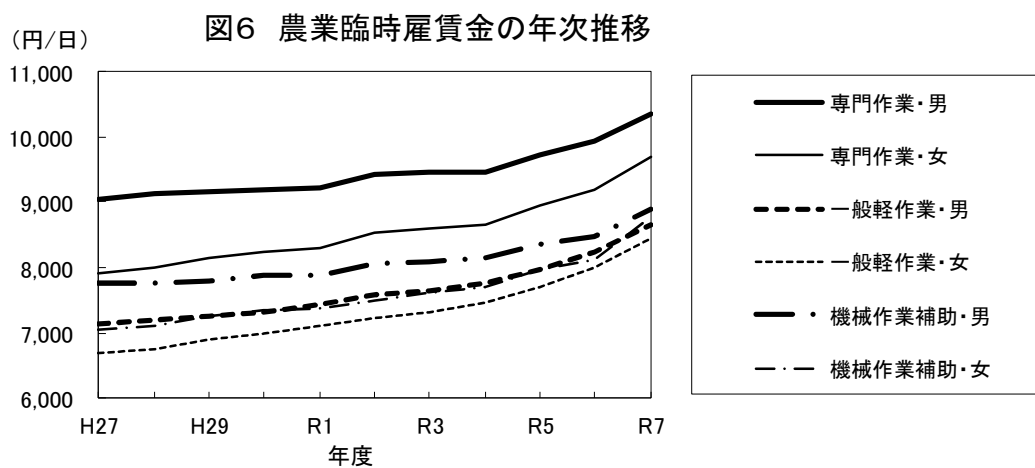
地域ブロック別にみると、農作業一般「一般・軽作業」では、男女ともに「北海道」が最も高く、次いで、「近畿」の順となっている。



オ. 年次推移

農業臨時雇賃金（１日あたり支払総額、全国平均）の年次推移をみると、農作業一般の「専門作業」は平成 26 年以降男女ともに上昇が続いており、令和 7 年は男女ともに最高額となった。また、男女の差は年々小さくなっていく。

「一般軽作業・男」は近年上昇傾向であり、令和 7 年が最高額となった。「一般軽作業・女」も上昇が続いており、令和 7 年が最高額となった。



② 1日あたりの現金支払額(表 10、図7)

ア. 全国平均

農業臨時雇賃金の現金支払額は、農作業一般「専門作業」の「男」は1日あたり 10,248 円（増減率 4.6%）、「女」は 9,590 円（同 5.7%）である。「一般・軽作業」は、「男」が 8,564 円（同 5.1%）、「女」が 8,375 円（同 5.8%）となっている。

また、水稻の「機械作業補助」では、「男」が 8,816 円（同 5.2%）、「女」が 8,504 円（同 6.0%）である。果樹の作業では、「専門作業」の「男」が 1 万 1,258 円（同 3.1%）、「女」が 1 万 862 円（同 2.4%）、「収穫」では「男」が 8,182 円（同 4.4%）、「女」が 7,901 円（同 4.2%）である。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」を男女別でみると、「男」の「100」に対し、「女」は「94」となった。「一般・軽作業」では「男」の「100」に対し、「女」は「98」であり、近年男女の差が小さくなっている。

ウ. 通勤地帯別

通勤地帯別での「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が 8,950 円（増減率 2.6%）、中小都市通勤地帯周辺は 8,593 円（同 5.6%）、農山漁村地帯は 8,491 円（同 5.3%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「96」、農山漁村は「95」である。

一方、「女」は、大都市通勤地帯周辺が 8,742 円（同 4.0%）、中小都市通勤地帯周辺が 8,495 円（同 5.9%）、農山漁村地帯が 8,275 円（同 5.9%）で、大都市を「100」とすると中小都市は「97」、農山漁村は「95」である。

エ. 地域ブロック別

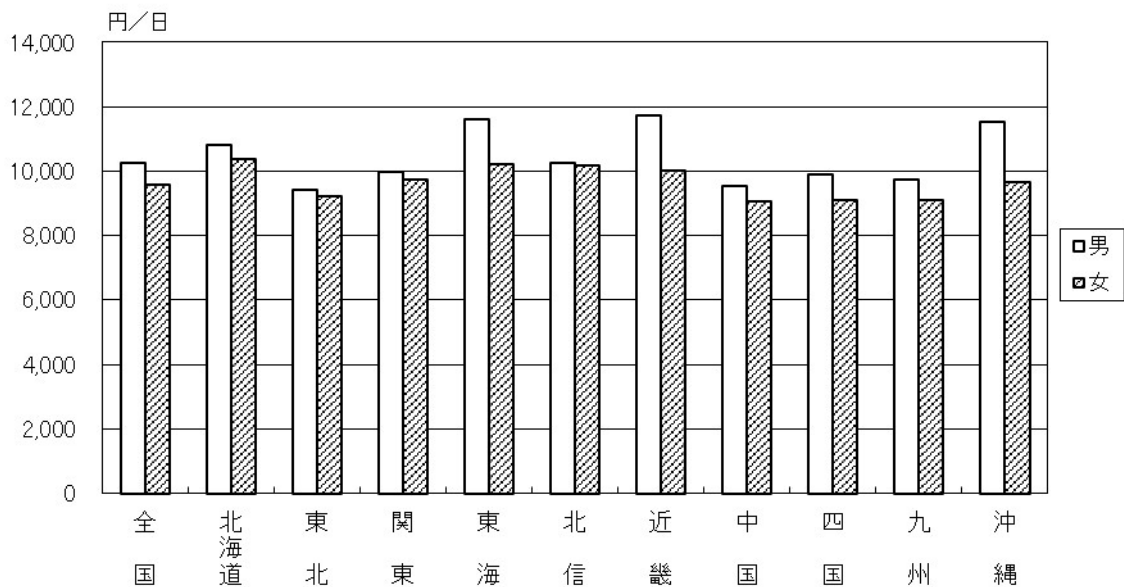
地域ブロック別にみると、農作業一般「専門作業」の「男」は「近畿」が最も高く、次いで「東海」、「沖縄」の順となっている。一方、「女」は「北海道」が最も高く、次いで「東海」、「北信」の順となっている。

表10 農業臨時雇賃金(1日あたり現金支払額とその他費用)

単位:円、%

					全 国 平 均		大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺		農 山 漁 村 地 帯	
					現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用	現 金 支 払 額	そ の 他 費 用
1 日 あ た り 現 金 支 払 額 ・ そ の 他 の 費 用	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	10,248	758	11,044	754	10,501	964	10,002	708
				令 和 6 年	9,801	783	10,875	1,012	9,858	1,031	9,589	674
				増 減 率	4.6	△ 3.3	1.6	△ 25.5	6.5	△ 6.4	4.3	5.0
		一 般・ 軽 作 業	令 和 7 年	8,564	814	8,950	600	8,593	818	8,491	852	
			令 和 6 年	8,147	832	8,719	857	8,136	802	8,062	834	
			増 減 率	5.1	△ 2.1	2.6	△ 29.9	5.6	1.9	5.3	2.2	
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	8,816	757	9,306	650	8,792	853	8,734	757
				令 和 6 年	8,383	724	9,042	643	8,405	823	8,262	715
				増 減 率	5.2	4.6	2.9	1.2	4.6	3.7	5.7	5.9
		果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	11,258	732	10,418	500	11,594	678	11,245	798
				令 和 6 年	10,918	988	10,401	400	11,284	659	10,819	1,250
				増 減 率	3.1	△ 25.9	0.2	25.0	2.8	2.8	3.9	△ 36.1
	摘 果		令 和 7 年	8,063	790	8,113	655	8,084	832	8,044	801	
			令 和 6 年	7,751	750	7,932	650	7,819	806	7,685	744	
			増 減 率	4.0	5.4	2.3	0.8	3.4	3.3	4.7	7.6	
	収 穫	令 和 7 年	8,182	758	8,090	629	8,057	620	8,253	833		
		令 和 6 年	7,833	714	7,945	611	7,776	609	7,837	771		
		増 減 率	4.4	6.3	1.8	2.9	3.6	1.8	5.3	8.1		
	選 果	令 和 7 年	8,040	609	8,181	250	7,961	593	8,054	646		
		令 和 6 年	7,653	585	7,881	425	7,693	592	7,598	596		
		増 減 率	5.1	4.1	3.8	△ 41.2	3.5	0.2	6.0	8.4		
女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	9,590	751	10,128	646	10,000	617	9,343	806	
			令 和 6 年	9,075	748	9,813	655	9,146	691	8,918	783	
			増 減 率	5.7	0.4	3.2	△ 1.3	9.3	△ 10.6	4.8	2.9	
	一 般・ 軽 作 業	令 和 7 年	8,375	828	8,742	548	8,495	829	8,275	870		
		令 和 6 年	7,918	831	8,405	602	8,021	809	7,810	871		
		増 減 率	5.8	△ 0.3	4.0	△ 8.9	5.9	2.6	5.9	0.0		
	水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	8,504	787	8,850	675	8,650	734	8,383	813	
			令 和 6 年	8,026	760	8,519	660	8,117	719	7,911	783	
			増 減 率	6.0	3.6	3.9	2.3	6.6	2.2	6.0	3.8	
	果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	10,862	812	10,297	500	11,506	737	10,591	894	
			令 和 6 年	10,606	761	10,575	350	11,003	670	10,362	883	
			増 減 率	2.4	6.6	△ 2.6	42.9	4.6	10.0	2.2	1.3	
摘 果		令 和 7 年	7,789	776	7,701	747	7,776	552	7,815	896		
		令 和 6 年	7,506	748	7,652	713	7,515	565	7,468	851		
		増 減 率	3.8	3.8	0.6	4.7	3.5	△ 2.2	4.6	5.2		
収 穫	令 和 7 年	7,901	745	7,964	747	7,816	566	7,925	817			
	令 和 6 年	7,579	734	7,937	713	7,532	576	7,534	807			
	増 減 率	4.2	1.6	0.3	4.7	3.8	△ 1.6	5.2	1.2			
選 果	令 和 7 年	7,814	584	8,002	375	7,762	502	7,805	639			
	令 和 6 年	7,473	561	7,787	389	7,495	539	7,410	595			
	増 減 率	4.6	4.1	2.8	△ 3.6	3.6	△ 6.9	5.3	7.3			

図7 農業臨時雇賃金の農作業一般「専門作業」の現金支払額



③ 1日あたりの「その他の費用」(表 10)

「その他の費用」は、「現金支払額」以外に要する食事等の賄い評価額、送迎費等の諸費用であるが、「現金支払額」の記入があり、かつ「その他の費用」に有額回答があった市町村の平均を集計した。

ア. 有額回答の全国平均

有額回答のあったものについてみると、全国平均では農作業一般「専門作業」の「男」が 758 円（増減率△3.3%）、「女」が 751 円（同 0.4%）である。

また、「一般・軽作業」の「男」は 814 円（同△2.1%）、「女」が 828 円（同△0.3%）となっている。

イ. 男女別

農作業一般「専門作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「99」である。また、「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「102」である。

b. 1日あたりの労働時間と1時間あたりの現金支払額(表 11、表 12)

農業臨時雇いの労働時間については、休憩時間等も含めた1日の労働時間を把握した。また、1日あたり現金支払額を1日あたり労働時間で除し、1時間あたりの現金支払額を求めた。

① 全国平均

1日あたりの労働時間の全国平均は、「農作業一般」および「水稻」では、男女ともに7.9時間となっている。通勤地帯別にみると、農作業一般の「専門作業」では、大都市通勤地帯周辺は男女ともに7.7時間で、農山漁村地帯は男女ともに7.9時間と都市部ほど労働時間がやや短い傾向にある。

② 1時間あたりの現金支払額

1時間あたりの現金支払額の全国平均は、農作業一般「一般・軽作業」の「男」が1,086円(増減率5.5%)、「女」が1,063円(同6.3%)となっている。

男女別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」を「100」とすると、「女」は「98」である。

通勤地帯別にみると、農作業一般「一般・軽作業」の「男」は、大都市通勤地帯周辺が1,171円(同4.1%)、中小都市通勤地帯周辺は1,090円(同6.2%)、農山漁村地帯が1,071円(同5.5%)であり、大都市を「100」とすると、中小都市は「93」、農山漁村は「91」である。一方、「女」では、大都市を「100」とすると、中小都市は「95」、農山漁村は「92」である。

表11 農業臨時雇の1日あたり労働時間

単位:時間、%

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周 辺	中小都市通勤地帯 周 辺	農山漁村地帯
1 日 あ た り の 労 働 時 間	男	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	7.9	7.7	8.0	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.7	7.9	7.9
				増 減 率	△ 0.1	△ 0.7	0.1	△ 0.1
		一 般 ・ 軽 作 業	令 和 7 年	7.9	7.9	7.6	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	△ 0.4	△ 1.4	△ 0.5	△ 0.2
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	0.2	0.2	0.2	0.2
		果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	7.9	7.5	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	△ 0.5	△ 3.2	△ 0.3	0.0
			摘 果	令 和 7 年	7.8	7.5	7.9	7.8
				令 和 6 年	7.8	7.7	7.9	7.8
				増 減 率	△ 0.9	△ 3.5	△ 0.3	△ 0.7
			収 穫	令 和 7 年	7.8	7.6	7.8	7.8
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.8	7.9
				増 減 率	△ 0.8	△ 3.0	△ 0.3	△ 0.6
			選 果	令 和 7 年	7.8	7.6	7.8	7.8
				令 和 6 年	7.8	7.6	7.8	7.8
				増 減 率	△ 0.2	△ 0.9	△ 0.3	0.0
	女	農 作 業 一 般	専 門 作 業	令 和 7 年	7.9	7.7	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.7	7.9	7.9
				増 減 率	0.3	0.2	0.8	0.1
		一 般 ・ 軽 作 業	令 和 7 年	7.9	7.9	7.7	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.3
		水 稻	機 械 作 業 補 助	令 和 7 年	7.9	7.7	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.7	7.9	7.9
				増 減 率	0.0	0.2	0.1	0.0
		果 樹	専 門 作 業	令 和 7 年	7.9	7.5	7.9	7.9
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	△ 0.6	△ 3.9	△ 0.1	△ 0.1
			摘 果	令 和 7 年	7.7	7.4	7.9	7.8
				令 和 6 年	7.8	7.6	7.9	7.8
				増 減 率	△ 1.1	△ 3.1	△ 0.3	△ 1.0
			収 穫	令 和 7 年	7.8	7.6	7.9	7.8
				令 和 6 年	7.9	7.8	7.9	7.9
				増 減 率	△ 1.1	△ 3.0	△ 0.3	△ 1.1
			選 果	令 和 7 年	7.8	7.6	7.9	7.8
				令 和 6 年	7.8	7.7	7.9	7.8
				増 減 率	△ 0.4	△ 0.8	△ 0.3	△ 0.3

表12 農業臨時雇賃金(1時間あたり現金支払額)

単位:円, %

					全 国 平 均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農 山 漁 村 地 帯
1 時 間 あ た り 現 金 支 払 額	男	農 作 業 一 般	専門作業	令和 7 年	1,296	1,438	1,320	1,260
				令和 6 年	1,238	1,407	1,241	1,207
				増 減 率	4.7	2.2	6.4	4.4
		一般・ 軽作業	令和 7 年	1,086	1,171	1,090	1,071	
			令和 6 年	1,029	1,125	1,027	1,016	
			増 減 率	5.5	4.1	6.2	5.5	
		水 稻	機械作業 補助	令和 7 年	1,114	1,199	1,106	1,102
				令和 6 年	1,062	1,167	1,059	1,045
				増 減 率	4.9	2.7	4.4	5.5
		果 樹	専門作業	令和 7 年	1,432	1,383	1,472	1,420
				令和 6 年	1,382	1,336	1,429	1,366
				増 減 率	3.6	3.5	3.0	4.0
	摘 果		令和 7 年	1,037	1,086	1,025	1,034	
			令和 6 年	988	1,025	989	980	
			増 減 率	5.0	6.0	3.7	5.5	
	収 穫		令和 7 年	1,050	1,069	1,030	1,055	
			令和 6 年	997	1,018	991	996	
			増 減 率	5.3	5.0	3.9	5.9	
	選 果	令和 7 年	1,035	1,082	1,020	1,035		
		令和 6 年	983	1,034	983	976		
		増 減 率	5.3	4.7	3.8	6.0		
	女	農 作 業 一 般	専門作業	令和 7 年	1,213	1,316	1,261	1,178
				令和 6 年	1,151	1,278	1,162	1,125
				増 減 率	5.4	3.0	8.5	4.7
一般・ 軽作業		令和 7 年	1,063	1,135	1,076	1,048		
		令和 6 年	1,001	1,082	1,010	985		
		増 減 率	6.3	4.9	6.5	6.3		
水 稻		機械作業 補助	令和 7 年	1,079	1,144	1,091	1,063	
			令和 6 年	1,019	1,104	1,024	1,003	
			増 減 率	6.0	3.6	6.5	6.0	
果 樹		専門作業	令和 7 年	1,382	1,369	1,458	1,337	
			令和 6 年	1,341	1,351	1,393	1,306	
			増 減 率	3.0	1.3	4.7	2.4	
	摘 果	令和 7 年	1,007	1,044	990	1,007		
		令和 6 年	960	1,005	954	953		
		増 減 率	4.9	3.8	3.8	5.7		
	収 穫	令和 7 年	1,015	1,054	993	1,017		
		令和 6 年	963	1,020	954	956		
		増 減 率	5.4	3.4	4.1	6.4		
選 果	令和 7 年	1,004	1,054	986	1,004			
	令和 6 年	957	1,017	949	951			
	増 減 率	5.0	3.6	3.9	5.7			

(4) 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の標準(協定)(図8、図9)

a. 農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数
農作業受託料金または農業臨時雇賃金等の「標準(協定)」を定めている市町村数は、回答した1,434地区のうち57%にあたる819地区である。

b. 「標準(協定)」を定めている機関

「標準(協定)」を定めている機関(複数回答)は、「市町村・農業委員会」が65%と定めている市町村の過半数を占めており、次いで「農協」が33%、「生産組織等」が15%の順となっている。

c. 定めている「標準(協定)賃金・料金」の内訳

定めている「標準(協定)賃金・料金」の内訳(複数回答)は、「部分農作業料金」が91%、「農作業臨時雇賃金」が51%、「オペレーター賃金」が27%である。

d. 「標準(協定)」の遵守状況

「標準(協定)」はほとんどの市町村で守られている。

図8 標準賃金・料金を定めている機関

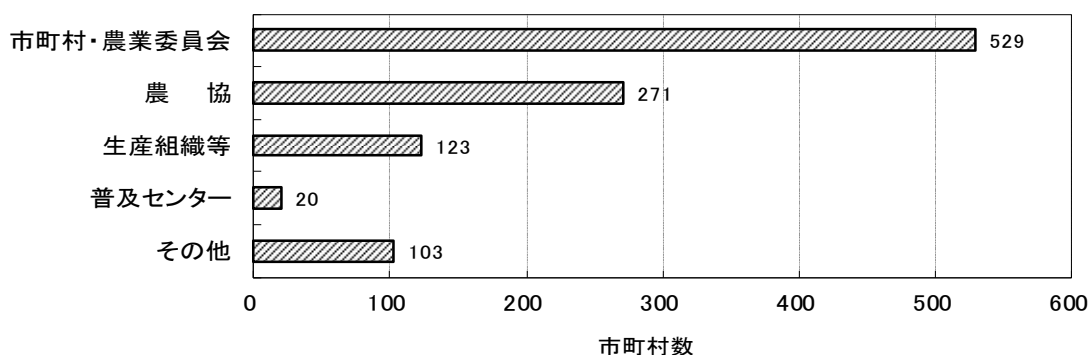
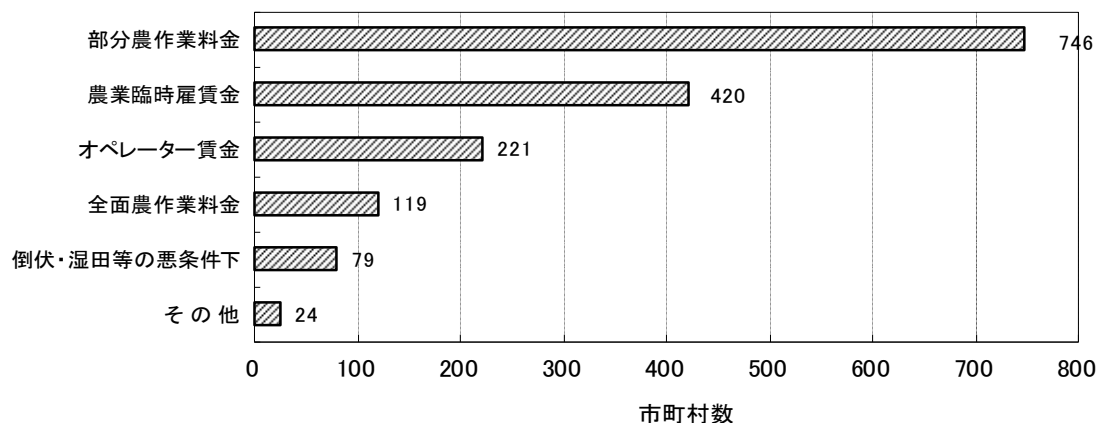


図9 定めている標準賃金・料金の種類



(5)他産業雇用賃金

a. 他産業の臨時雇(パート)賃金(表 13)

他産業の臨時雇(パート)賃金における全国平均は、「男」が1日あたり9,295円(増減率6.4%)、「女」が9,078円(同6.8%)である。

通勤地帯別にみると、大都市通勤地帯周辺では「男」が9,829円(同5.7%)、「女」が9,517円(同6.1%)である。中小都市通勤地帯周辺では、「男」が9,354円(同6.3%)、「女」が9,204円(同6.2%)、農山漁村地帯では、「男」が9,165円(同6.4%)、「女」が8,946円(同7.0%)である。また、大都市の「男」を「100」とすると、中小都市は「95」、農山漁村は「93」である。

表13 農外諸賃金の臨時雇(パート)賃金(業種別)

		単位:1日あたり円													
		平 均		公的勤務		建 設 業		製 造 業		卸・小売業		サービス業		シルバー賃金	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
全 国 平 均	令和7年	9,295	9,078	9,129	9,107	11,665	10,869	8,879	8,602	8,635	8,510	8,790	8,671	8,763	8,695
	令和6年	8,738	8,500	8,367	8,346	11,082	10,221	8,468	8,158	8,206	8,056	8,346	8,196	8,264	8,214
	増減率	6.4	6.8	9.1	9.1	5.3	6.3	4.9	5.4	5.2	5.6	5.3	5.8	6.0	5.8
大 都 市 通 勤 地 帯 周 辺	令和7年	9,829	9,517	9,409	9,404	13,036	11,657	9,458	9,045	9,347	9,173	9,493	9,239	8,979	8,995
	令和6年	9,294	8,969	8,712	8,698	12,611	11,315	9,054	8,599	8,964	8,662	9,053	8,845	8,466	8,471
	増減率	5.7	6.1	8.0	8.1	3.4	3.0	4.5	5.2	4.3	5.9	4.9	4.5	6.1	6.2
中 小 都 市 通 勤 地 帯 周 辺	令和7年	9,354	9,204	9,269	9,251	11,260	10,661	9,194	8,910	8,811	8,710	9,033	8,951	8,936	8,910
	令和6年	8,802	8,666	8,432	8,423	10,849	10,352	8,797	8,471	8,451	8,372	8,716	8,607	8,462	8,481
	増減率	6.3	6.2	9.9	9.8	3.8	3.0	4.5	5.2	4.3	4.0	3.6	4.0	5.6	5.1
農 山 漁 村 地 帯	令和7年	9,165	8,946	9,004	8,976	11,548	10,799	8,653	8,414	8,429	8,315	8,574	8,477	8,654	8,557
	令和6年	8,614	8,360	8,263	8,236	10,914	10,036	8,256	7,988	7,990	7,855	8,118	7,976	8,153	8,070
	増減率	6.4	7.0	9.0	9.0	5.8	7.6	4.8	5.3	5.5	5.9	5.6	6.3	6.1	6.0

業種別の全国平均で最も高いのは、男女ともに「建設業」で、「男」は1万1,665円(増減率5.3%)、「女」は10,869円(同6.3%)である。一方、最も低いのは男女ともに「卸・小売業」で、「男」は8,635円(同5.2%)、「女」は8,510円(同5.6%)である。

b. 他産業の恒常的賃金(表 14)

他産業の恒常的賃金(30歳前後のサラリーマンの年収を1日あたりに換算したものは、全国平均で「男」が1万2,751円(増減率4.7%)、「女」は1万1,362円(同4.4%)である。

通勤地帯別では、大都市通勤地帯を「100」とすると、「男」の中小都市は「94」、農山漁村は「86」、「女」では中小都市が「97」、農山漁村は「87」である。

表14 主要産業(農外)の恒常的賃金(通勤地帯別)

単位: 1日あたり円, %

			全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
30 歳 前 後	男	令和7年	12,751	14,342	13,457	12,267
		令和6年	12,179	13,770	12,796	11,743
		増減率	4.7	4.2	5.2	4.5
	女	令和7年	11,362	12,514	12,090	10,945
		令和6年	10,879	11,920	11,668	10,476
		増減率	4.4	5.0	3.6	4.5

(6)市町村または地区内ならびに近郊での農外諸賃金(表15)

本調査は、各市町村における農外諸賃金について、大工、左官、土木工、造林、伐出の1日当たりの正規雇用賃金を調査したものである。

職種別の全国平均は、「左官」が2万1,127円(増減率5.6%)で最も高く、次いで「大工」が2万907円(同5.1%)、「土木工」が1万7,330円(同5.5%)となり、最も低い「造林」は1万5,909円(同5.8%)である。「左官」を「100」とすると、「造林」は「75」である。

表15 市町村内の農外諸賃金(職種別)

単位: 1日あたり円, %

		全国平均	大都市通勤地帯 周辺	中小都市通勤地帯 周辺	農山漁村地帯
大工	令和7年	20,907	24,600	22,478	19,884
	令和6年	19,899	23,276	21,365	19,030
	増減率	5.1	5.7	5.2	4.5
左官	令和7年	21,127	24,768	22,749	20,071
	令和6年	19,999	23,516	21,431	19,093
	増減率	5.6	5.3	6.2	5.1
土木工	令和7年	17,330	20,299	18,542	16,454
	令和6年	16,428	19,100	17,623	15,671
	増減率	5.5	6.3	5.2	5.0
造林	令和7年	15,909	17,799	16,883	15,530
	令和6年	15,031	16,801	16,256	14,633
	増減率	5.8	5.9	3.9	6.1
伐出	令和7年	16,632	18,078	17,306	16,379
	令和6年	15,828	17,443	16,466	15,589
	増減率	5.1	3.6	5.1	5.1

IV 参 考 表

ブロック別集計表・令和3年～令和7年

参考表

農作業料金・農業労賃ブロック別集計表(令和3年～令和7年)

単位:円/10a

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
部分農作業受託料金(個人農家)	育苗 (稚苗)	円/箱	令和3年	658	423	640	727	681	692	668	744	558	583	545
			4年	658	424	644	723	666	705	674	747	564	579	600
			5年	669	442	663	728	676	713	695	738	545	595	545
			6年	682	449	690	743	694	727	695	741	558	603	545
			7年	704	509	714	773	726	725	701	760	584	627	545
		箱数/10a	令和3年	20	29	23	20	19	20	20	19	19	20	18
			4年	20	29	22	20	19	19	20	19	19	20	18
			5年	20	30	22	20	19	20	20	19	20	20	18
			6年	20	30	22	20	19	19	20	18	20	20	18
			7年	20	30	22	20	19	19	20	19	19	20	18
	育苗 (中苗)	円/箱	令和3年	711	519	658	754	793	842	783	797	636	596	568
			4年	715	522	669	756	813	829	791	795	630	609	600
			5年	731	533	687	770	839	870	811	798	648	618	568
			6年	747	474	703	796	853	894	821	806	683	631	568
			7年	771	505	731	818	893	871	833	838	711	662	595
		箱数/10a	令和3年	22	34	25	21	20	22	20	19	19	20	21
			4年	22	33	25	20	19	22	20	19	19	20	21
			5年	22	34	25	20	20	23	20	19	19	20	21
			6年	22	36	25	20	19	22	20	19	19	20	21
			7年	21	34	25	20	19	22	20	19	19	20	21
	耕起から代かき 一貫		令和3年	15,492	7,761	11,568	14,573	19,947	15,563	25,505	18,167	19,862	13,724	15,455
			4年	15,646	7,540	11,587	14,574	20,786	15,432	25,910	18,187	19,884	13,941	16,000
			5年	15,918	8,207	11,858	14,565	21,213	16,219	26,684	17,897	20,207	14,189	15,455
			6年	16,303	7,743	12,219	14,932	21,255	16,847	26,466	17,503	20,457	14,453	13,705
			7年	16,724	7,635	12,572	15,624	21,838	16,632	26,070	18,195	21,557	15,338	14,964
	耕 起		令和3年	7,520	3,678	5,498	6,753	9,859	7,198	13,264	9,063	10,594	6,810	7,927
			4年	7,607	3,560	5,534	6,757	10,251	7,100	13,465	9,036	10,514	6,931	7,161
			5年	7,759	3,919	5,634	6,789	10,540	7,469	13,856	8,963	10,708	7,134	6,957
			6年	8,000	3,645	5,821	7,084	10,786	7,751	13,718	8,852	10,795	7,251	6,747
			7年	8,235	3,550	6,016	7,452	11,119	7,608	13,883	8,992	11,260	7,672	6,765
	代 か き		令和3年	7,743	3,863	6,020	7,856	9,351	8,451	11,499	8,614	9,233	6,881	8,773
			4年	7,807	3,816	6,036	7,949	9,572	8,398	11,540	8,745	9,223	6,952	8,889
			5年	7,948	4,118	6,208	7,955	9,780	8,809	11,913	8,638	9,365	7,030	8,548
			6年	8,146	3,783	6,389	8,090	9,990	9,157	11,921	8,537	9,613	7,078	8,548
			7年	8,392	3,817	6,589	8,393	10,308	9,061	11,901	9,024	10,238	7,533	8,238
	機械田植		令和3年	7,878	4,657	5,976	7,945	10,192	8,301	12,317	8,647	9,660	6,762	6,848
			4年	7,941	4,621	6,027	8,020	10,035	8,218	12,372	8,494	9,948	6,876	7,682
			5年	8,087	4,802	6,181	8,031	10,557	8,701	12,379	8,431	10,089	7,038	7,273
			6年	8,282	4,759	6,345	8,351	10,533	9,035	12,425	8,314	10,125	7,100	7,273
			7年	8,522	5,004	6,551	8,665	10,936	8,885	12,363	8,975	10,525	7,466	7,273
	防 除		令和3年	1,992	1,224	1,219	1,984	2,905	1,552	2,722	2,569	3,280	2,255	-
			4年	2,034	1,053	1,286	1,995	2,942	1,630	2,837	2,515	3,273	2,288	-
			5年	2,078	1,118	1,311	2,064	3,205	1,582	2,809	2,531	3,441	2,351	-
			6年	2,173	1,406	1,412	2,158	3,327	1,669	2,966	2,445	3,515	2,375	-
			7年	2,250	1,399	1,474	2,242	3,370	1,604	2,948	2,494	3,649	2,554	2,000

単位:円/10a

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
部分農作業受託料金 (個人農家)	機械刈取		令和3年	18,006	9,298	15,716	17,777	21,183	20,075	24,889	20,238	21,502	15,290	9,114
			4年	18,144	9,273	15,805	18,057	21,232	20,189	25,126	19,903	21,524	15,365	10,424
			5年	18,444	10,124	16,083	18,117	21,758	21,091	24,893	20,113	21,742	15,668	10,152
			6年	18,852	9,654	16,421	18,514	22,247	21,475	25,091	20,222	22,138	15,912	10,152
			7年	19,405	9,987	16,981	19,300	22,798	21,544	25,109	21,044	23,276	16,770	10,152
	刈取から 乾燥・調製 まで		令和3年	33,491	21,872	29,761	34,252	37,521	36,820	44,315	36,970	36,666	28,500	9,091
			4年	33,459	22,108	29,704	34,597	36,550	36,102	44,693	36,740	37,077	28,540	10,000
			5年	34,128	22,206	30,415	34,977	37,701	38,133	43,816	36,819	38,295	29,448	9,091
			6年	35,138	21,459	31,064	36,512	38,653	38,813	45,500	36,985	39,350	30,040	9,091
			7年	36,308	22,811	32,252	37,648	39,719	39,601	45,779	38,518	41,550	32,080	15,045
	乾燥・調製 (円/10a)		令和3年	1,746	1,302	1,530	1,934	1,846	1,815	2,124	1,941	1,820	1,548	545
			4年	1,740	1,333	1,505	1,954	1,765	1,805	2,123	1,963	1,878	1,548	600
			5年	1,797	1,383	1,569	2,019	1,797	1,933	2,138	2,009	1,932	1,600	545
			6年	1,875	1,362	1,628	2,190	1,828	1,975	2,272	1,996	2,008	1,652	545
			7年	1,958	1,424	1,690	2,246	1,867	2,045	2,360	2,134	2,152	1,784	545
全面農作業受託料金	種籾・ 農薬代 込み	個人農家	令和3年	88,700	69,861	78,785	79,168	85,078	93,472	117,886	100,386	80,950	78,353	-
			4年	88,660	68,013	80,173	77,838	88,652	89,487	120,439	105,163	81,725	76,601	-
			5年	91,274	71,203	80,437	82,256	91,859	97,740	123,704	104,998	82,374	78,493	32,727
			6年	93,247	72,981	81,713	85,658	93,212	98,730	125,571	102,392	83,535	80,525	32,727
			7年	94,637	77,836	83,490	86,102	99,064	94,733	126,673	102,103	84,057	84,830	43,864
		生産組織等	令和3年	94,212	77,984	77,188	78,844	95,885	88,701	133,790	93,788	82,270	83,047	-
			4年	92,650	79,806	77,135	76,539	97,613	91,692	124,692	97,530	88,119	80,207	-
			5年	92,972	83,175	79,871	81,518	97,388	98,474	130,159	92,431	83,219	80,157	32,727
			6年	95,325	83,518	82,310	83,640	101,348	97,588	130,408	94,475	79,416	82,229	32,727
			7年	96,709	84,875	85,241	88,096	99,368	95,182	133,673	95,566	81,257	84,585	32,727
	種籾・ 農薬代 別	個人農家	令和3年	66,124	48,331	57,358	66,349	64,851	69,683	89,089	71,399	67,292	57,680	-
			4年	66,445	46,077	57,139	66,517	71,893	66,386	90,817	75,433	67,715	58,542	-
			5年	67,918	45,210	57,777	66,855	73,813	69,418	94,908	74,016	66,618	59,411	-
			6年	70,171	46,996	58,737	71,067	74,873	71,006	99,314	73,710	68,903	59,731	-
			7年	70,932	48,871	60,446	71,409	79,181	68,992	99,867	71,504	68,472	61,107	-
		生産組織等	令和3年	68,788	50,560	55,297	63,526	68,042	66,418	92,261	71,340	67,528	60,997	-
			4年	69,994	50,560	54,948	66,134	69,812	68,825	94,630	74,615	71,672	61,368	-
			5年	70,342	46,198	56,670	62,724	70,593	69,717	101,383	72,209	69,007	62,702	-
			6年	72,192	49,191	57,956	65,783	73,231	70,497	102,055	70,049	67,315	63,923	-
			7年	74,154	51,343	58,224	67,342	75,522	69,431	103,556	70,951	74,477	66,918	-

単位:円/日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
1日あたり 支払総額・男	専 門 作 業	令和3年	9,464	9,302	8,293	9,271	11,106	9,987	11,587	8,900	9,243	8,580	9,862
		4年	9,460	9,280	8,390	9,390	11,003	9,694	11,463	9,106	9,139	8,647	9,925
		5年	9,717	9,568	8,664	9,612	11,726	10,026	11,726	9,105	9,376	8,927	9,531
		6年	9,922	10,206	9,166	9,696	11,479	10,135	11,935	8,756	9,402	9,272	10,033
		7年	10,357	10,947	9,475	10,103	11,627	10,288	12,027	9,603	9,976	9,851	11,638
	一 般 軽 作 業	令和3年	7,641	8,330	6,886	8,030	8,624	7,661	9,034	7,484	7,564	7,061	7,023
		4年	7,770	8,516	7,066	8,261	8,620	7,771	9,067	7,637	7,515	7,215	7,160
		5年	7,979	8,849	7,307	8,578	8,940	7,816	9,229	7,685	7,688	7,526	7,219
		6年	8,233	9,254	7,647	8,764	8,873	8,091	9,349	7,824	7,807	7,890	7,602
		7年	8,647	10,008	8,035	9,089	9,359	8,208	9,613	8,281	8,400	8,284	8,273
	機械作業補助	令和3年	8,093	9,409	7,011	8,623	9,414	8,299	9,548	7,700	7,726	7,549	7,167
		4年	8,136	9,534	7,187	8,490	9,317	8,256	9,516	7,903	7,631	7,535	6,833
		5年	8,345	9,775	7,424	8,691	9,485	8,454	9,667	8,145	7,800	7,842	6,833
		6年	8,469	10,097	7,737	8,932	9,445	8,606	9,735	8,132	7,728	7,963	6,833
		7年	8,904	11,074	8,159	9,353	9,745	8,675	10,014	8,958	8,152	8,344	6,887
1日あたり 支払総額・女	専 門 作 業	令和3年	8,607	8,789	8,008	8,771	9,730	9,689	9,535	8,303	8,293	7,688	7,558
		4年	8,643	8,687	8,120	8,934	9,707	9,411	9,415	8,521	8,107	7,877	9,058
		5年	8,961	9,164	8,406	9,175	10,504	9,922	9,744	8,473	8,474	8,174	8,492
		6年	9,177	9,872	8,918	9,326	9,875	9,980	9,886	8,432	8,508	8,499	9,322
		7年	9,685	10,619	9,280	9,866	10,225	10,205	10,160	9,103	9,198	9,169	9,780
	一 般 軽 作 業	令和3年	7,309	7,949	6,847	7,834	7,780	7,398	8,383	7,244	6,963	6,700	6,440
		4年	7,470	8,179	7,031	7,934	7,860	7,547	8,529	7,413	7,088	6,923	6,803
		5年	7,705	8,599	7,276	8,290	8,269	7,665	8,702	7,426	7,273	7,240	6,989
		6年	8,001	8,949	7,602	8,669	8,202	7,970	8,824	7,600	7,408	7,663	7,511
		7年	8,456	9,878	8,002	9,077	8,826	8,093	9,285	7,974	8,106	8,075	7,808
	機械作業補助	令和3年	7,604	8,277	6,893	8,474	8,481	7,969	8,644	7,406	7,110	7,073	6,500
		4年	7,689	8,563	7,066	8,158	8,603	7,977	8,750	7,612	6,985	7,144	6,500
		5年	7,974	9,007	7,325	8,475	9,100	8,338	8,903	7,825	7,300	7,369	6,833
		6年	8,113	9,441	7,630	8,694	8,998	8,445	8,806	7,951	7,263	7,571	6,667
		7年	8,769	10,336	8,107	9,171	9,550	8,549	9,319	8,469	11,443	7,950	6,720
1日あたり 現金支払額・男	専 門 作 業	令和3年	9,327	9,090	8,220	9,103	11,051	9,877	11,246	8,847	9,138	8,472	9,723
		4年	9,327	9,084	8,315	9,210	10,948	9,582	11,147	9,063	9,064	8,535	9,829
		5年	9,590	9,417	8,604	9,454	11,653	9,917	11,379	9,055	9,312	8,815	9,436
		6年	9,801	9,987	9,096	9,561	11,442	10,094	11,595	8,712	9,342	9,153	9,945
		7年	10,248	10,794	9,415	9,981	11,592	10,269	11,713	9,538	9,910	9,746	11,545
	一 般 軽 作 業	令和3年	7,547	8,135	6,824	7,924	8,582	7,570	8,831	7,422	7,508	6,990	6,944
		4年	7,673	8,321	7,002	8,135	8,575	7,659	8,877	7,580	7,455	7,146	7,090
		5年	7,888	8,630	7,267	8,461	8,886	7,726	9,028	7,622	7,637	7,457	7,147
		6年	8,147	8,990	7,607	8,652	8,842	8,024	9,147	7,771	7,759	7,821	7,554
		7年	8,564	9,746	7,998	8,972	9,329	8,153	9,439	8,225	8,357	8,227	8,219
	機械作業補助	令和3年	7,991	9,105	6,915	8,506	9,321	8,234	9,423	7,586	7,652	7,472	7,167
		4年	8,035	9,277	7,078	8,362	9,246	8,182	9,393	7,834	7,554	7,454	6,833
		5年	8,255	9,413	7,363	8,584	9,402	8,383	9,559	8,061	7,760	7,766	6,833
		6年	8,383	9,577	7,683	8,841	9,398	8,558	9,598	8,075	7,692	7,887	6,833
		7年	8,816	10,582	8,101	9,248	9,692	8,640	9,869	8,884	8,112	8,281	6,887
1日あたり 現金支払額・女	専 門 作 業	令和3年	8,486	8,537	7,947	8,607	9,711	9,560	9,378	8,264	8,172	7,577	7,319
		4年	8,524	8,463	8,058	8,755	9,675	9,274	9,264	8,492	8,027	7,752	8,891
		5年	8,846	8,935	8,348	9,022	10,425	9,786	9,585	8,433	8,391	8,075	8,358
		6年	9,075	9,582	8,857	9,198	9,875	9,927	9,746	8,408	8,430	8,385	9,205
		7年	9,590	10,361	9,232	9,725	10,225	10,171	10,028	9,055	9,117	9,080	9,657
	一 般 軽 作 業	令和3年	7,218	7,712	6,788	7,733	7,743	7,301	8,234	7,194	6,905	6,630	6,361
		4年	7,376	7,931	6,972	7,822	7,830	7,429	8,385	7,368	7,024	6,854	6,733
		5年	7,618	8,342	7,237	8,183	8,217	7,570	8,559	7,375	7,221	7,170	6,916
		6年	7,918	8,643	7,564	8,568	8,177	7,899	8,680	7,566	7,360	7,587	7,461
		7年	8,375	9,593	7,966	8,972	8,784	8,037	9,132	7,935	8,062	8,013	7,749
	機械作業補助	令和3年	7,490	7,801	6,802	8,361	8,338	7,906	8,489	7,313	7,035	6,987	6,500
		4年	7,580	8,135	6,959	8,047	8,569	7,905	8,613	7,565	6,910	7,041	6,500
		5年	7,879	8,543	7,265	8,389	9,033	8,269	8,786	7,764	7,250	7,274	6,833
		6年	8,026	8,793	7,579	8,634	8,983	8,394	8,681	7,919	7,219	7,476	6,667
		7年	8,504	9,722	8,052	9,092	9,522	8,513	9,182	8,419	7,967	7,876	6,720

単位:円／日

作 業 別			年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
他産業雇用賃金	臨時雇 平均賃金	男	令和3年	7,778	8,074	7,399	8,191	8,028	7,910	8,144	7,766	7,836	7,236	7,765
			4年	7,992	8,295	7,596	8,376	8,361	8,107	8,467	7,912	8,070	7,436	7,909
			5年	8,295	8,684	7,967	8,699	8,590	8,394	8,769	8,105	8,210	7,820	7,977
			6年	8,738	9,199	8,421	9,132	9,017	8,875	9,113	8,419	8,594	8,288	8,839
			7年	9,295	9,822	8,915	9,706	9,539	9,361	9,723	8,909	9,259	8,870	9,368
		女	令和3年	7,484	7,731	7,210	7,938	7,738	7,533	7,893	7,509	7,410	6,943	7,277
			4年	7,704	7,872	7,424	8,142	8,030	7,781	8,160	7,672	7,639	7,173	7,539
			5年	8,033	8,319	7,829	8,498	8,251	8,045	8,500	7,895	7,855	7,571	7,646
			6年	8,500	8,840	8,297	8,937	8,728	8,568	8,840	8,268	8,237	8,067	8,617
			7年	9,078	9,534	8,807	9,536	9,200	9,084	9,486	8,791	8,902	8,685	9,070
	恒常的 賃金 30歳	男	令和3年	11,144	11,710	10,395	12,594	12,738	11,050	12,009	10,757	10,383	9,937	10,449
			4年	11,336	12,196	10,350	12,920	12,767	11,285	11,978	10,974	10,814	9,905	11,293
			5年	11,644	12,554	10,927	12,994	13,368	11,457	12,337	11,010	10,854	10,385	11,141
			6年	12,179	13,347	11,546	13,334	13,485	12,155	13,091	11,268	11,298	11,053	11,181
			7年	12,751	13,555	12,044	14,136	13,739	12,631	13,483	11,561	12,205	11,824	12,446
		女	令和3年	9,688	10,383	8,716	11,560	10,386	9,271	10,466	9,620	8,899	8,847	8,637
			4年	9,935	10,790	8,988	11,810	10,286	9,554	10,403	9,867	9,535	8,887	9,497
			5年	10,219	11,019	9,284	12,147	10,653	10,067	10,601	9,978	9,514	9,349	9,614
			6年	10,879	11,901	10,113	12,529	10,843	10,737	11,573	10,472	9,913	10,145	10,211
			7年	11,362	11,479	10,397	13,509	11,014	11,275	11,809	10,844	10,580	10,949	11,024

単位:円／日

作 業 別		年度	全 国	北海道	東 北	関 東	東 海	北 信	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄
農外諸賃金	大 工	令和3年	18,070	19,721	17,857	20,138	19,171	18,639	20,057	17,943	16,942	16,157	13,201
		4年	18,386	19,265	18,209	20,174	20,214	19,295	20,674	18,355	17,827	16,244	12,844
		5年	19,375	21,485	19,483	21,520	21,910	20,570	21,176	18,968	18,533	16,503	13,351
		6年	19,899	20,968	19,011	23,066	22,578	21,610	21,902	19,497	19,485	17,270	14,442
		7年	20,907	22,455	19,670	24,063	23,693	21,998	23,731	20,256	20,371	18,418	13,317
	左 官	令和3年	18,087	20,365	17,653	20,710	18,531	18,142	20,164	17,504	17,330	16,091	13,495
		4年	18,346	19,168	17,714	21,071	19,541	18,832	20,486	17,662	18,331	16,443	13,154
		5年	19,287	21,747	19,009	22,403	19,973	20,189	21,550	18,057	18,715	16,793	13,575
		6年	19,999	21,773	19,085	23,874	20,895	21,370	22,012	18,770	19,385	17,681	15,478
		7年	21,127	24,479	19,934	25,144	21,780	22,184	23,463	19,853	20,228	18,659	15,327
	土 木 工	令和3年	14,348	14,651	12,428	16,651	15,787	14,958	17,153	13,904	13,763	12,955	11,746
		4年	14,815	14,910	12,374	17,050	16,895	15,808	17,603	14,648	14,763	13,300	11,949
		5年	15,568	16,322	13,258	18,042	17,856	16,641	18,243	15,016	15,522	13,663	12,450
		6年	16,428	16,707	14,303	19,408	19,028	17,257	18,402	15,606	16,439	14,584	13,281
		7年	17,330	17,971	15,239	20,437	19,378	17,888	19,673	16,852	17,059	15,273	14,422
	造 林	令和3年	13,487	14,660	12,835	14,391	15,972	13,941	16,334	12,977	12,909	11,532	10,488
		4年	13,885	14,527	13,156	14,737	16,794	14,400	16,822	13,515	13,507	11,861	10,488
		5年	14,495	15,809	13,882	15,063	16,847	14,918	17,204	14,555	13,662	12,333	10,813
		6年	15,031	16,043	14,050	16,861	18,051	15,010	17,642	15,169	14,401	12,736	12,600
		7年	15,909	17,934	14,729	17,750	19,115	15,736	18,452	15,748	14,619	13,808	14,407
	伐 出	令和3年	14,467	15,970	15,071	14,173	16,226	15,345	16,417	13,817	14,144	12,271	11,333
		4年	14,816	16,097	15,271	14,404	17,330	15,685	16,665	14,578	14,466	12,482	11,333
		5年	15,498	17,897	16,124	15,249	17,402	16,333	16,885	15,416	14,542	12,927	10,000
		6年	15,828	17,966	15,939	16,869	18,396	16,736	17,249	16,136	14,695	13,267	13,500
		7年	16,632	19,152	16,698	17,492	19,036	17,878	17,678	17,011	15,064	14,296	14,632